

平成 30 年度大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 13 日（水）10 時 00 分から 11 時 45 分まで
- 2 場 所 ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）4 階 大会議室 3
- 3 出席者 委 員：5 名（加藤委員長、石崎委員、岸上委員、玄野委員、里内委員）
事務局：大阪府中央卸売市場 5 名
指定管理者：大阪府中央卸売市場管理センター(株) 4 名
傍聴者：3 名
- 4 議 題 (1) 指定管理者の自己評価と施設所管課の評価について
(2) 評価委員会の指摘・提言について
(3) 平成 31 年度の評価項目・基準について
- 5 議事内容 (委員長：◎、委員：○、指定管理者：●、事務局：□)
 - (1) 指定管理者の自己評価と施設所管課の評価について
 - ・指定管理者から、平成 30 年度の事業内容及び自己評価について説明した。【資料 3】【資料 4】参照)
 - ・施設所管課である大阪府中央卸売市場（事務局）から、施設所管課の評価について説明した。
【資料 3】参照)
 - (2) 評価委員会の指摘・提言について
《指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価に関する質疑応答、指摘提言》
 1. 「I - (1) 施設の設置目的及び管理運営方針」について
【評価が上がった理由について】
 -) 昨年度は指定管理者の自己評価、施設所管課の評価共に A 評価だった本項目について、S 評価に上がった理由を詳しく説明いただきたい。
 -) 特に「危機管理への対応」について、当市場は昨年 6 月の大阪北部地震、9 月の台風 21 号において大きな被害を受けたが、指定管理者による迅速かつ的確な施設の補修等への対応により、生鮮食料品の府民への提供という市場の機能を一日も止めることなく開場できた。この点について、施設の設置目的に合致しているという評価をさせていただき、今年度については S 評価とした。
【法令遵守の項目について】
 -) 「顧問弁護士や公認会計士によるリーガルチェック」という表記について、公認会計士はリーガルチェックではなく財務や会計処理のチェックを依頼しているかと思うので、文言を修正すべき。
 -) 文言修正させていただく。
【青果物の再生利用の外部発注について】
 - ◎) 【資料 4】の「外注計画に基づく業務の発注」の項目で指定管理者に説明いただいた、青果くず

のたい肥化は、本来は指定管理者の業務だが、外注しているという位置づけでよいか。

-) お見込のとおり。公募時に、青果物のゴミについては再生処理をするよう募集要項に定められている。本来、青果くずは事業系一般廃棄物のため、茨木市で焼却すると再生利用の3分の1の費用で済むが、府の施策として再生処理することとなっている。
- ◎) 説明を伺うと、「外注計画に基づく業務の発注」のみならず、「I-(6)府施策との整合」の評価基準である「府・公共事業協力等」や「環境問題への取組み」の欄でも記載し、評価すべき内容だと考える。

【危機管理に係る府と指定管理者の役割分担について】

- ◎) 災害発生時に設置されたという「災害対策本部」について、府と指定管理者の役割分担及び大阪府の災害対策本部との関連について教えてほしい。
-) 今年度の災害時に当市場に設置した「災害対策本部」については、消防法に基づき当市場で策定している消防計画に基づくもの。なお、「災害対策本部」は指定管理センターの社長を議長として運用している。

また、災害時に大阪府知事を本部長として設置される「災害対策本部」との関連については、当該組織のメンバーである当市場所管の環境農林水産部長を通じ指示を仰いだり、被害及び復旧状況の報告等を行っている。その内容を当市場における「災害対策本部」にて報告、協議検討のうえ、復旧を進める形で運用しているところ。

- ◎) 災害による損壊の復旧工事のリスク分担について、大まかには躯体に係るものは開設者、その他の部分は指定管理者という分担関係があるかと思うが、実際に災害で復旧工事を行った際に上手く機能しなかった点はあるか。
-) 管理運営業務契約書に規定されているリスク分担表においては、「天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧」について、「施設躯体、設備の損壊が甚大であるもの」については大阪府が、「内容が軽微であり、管理上緊急を要するもの」については指定管理者が負担することとされている。

今回の天災に際しては、開設者と指定管理者で協議のうえ、損壊の程度や復旧工事の内容によって負担者を決め、速やかに復旧にあたった。また、地震の発災翌日に開催した「災害対策本部」において、場内事業者も含めてリスク分担を確認、合意を取りながら進め、特にトラブルはなかった。このような事前協議や、納付金調整による経費負担の事後協議、また普段からもお互い意見交換しながら、詳細を決めていくことで運用しているところ。

2. 「I-(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果」について

【仲卸売場の稼働率及び新規参入の募集方法について】

-) 仲卸売場の店舗及び事務所の稼働率が未達成で、ホームページ等を活用し、新規参入者の利用促進を図っているとのこと。実際、ホームページを見て応募をして入居された方はいるか。
-) 数件、お問い合わせいただいた方を、水産及び青果の仲卸組合に紹介したが、仲卸組合には倒産時の連帯保証制度のため、参入時に保証金を支払う必要があり、それがハードルとなり参入に繋がりがづらい。連帯保証制度は市場内取引を円滑にするための業界の取決めであるため、指定管理者や開設者である府市場（以下、「開設者」という。）として介入できるものではなく、非常に悩

ましいところ。

-) 難易度が高いことを認識した上で、あえて質問させていただいた。昨年度に引き続き、売場及び事務所については、対外的な働きかけというのは特にホームページへの掲載のみだが、目標を達成できていない。ホームページに掲載しているということだけで十分なのだろうか。仲卸売場の稼働率は、店舗の稼働率が 95%の一方で、事務所が 70%後半。店舗が増えないと、事務所の稼働率は上がりづらいとおもうが、事務所の稼働率を上げる取り組みはあるか。
-) 昨年度、事務所については市場の関連事業者であれば仲卸業者以外でも使用許可できるよう、開設者と協議をしてハードルを下げた。しかし、使用料そのものが相場に比べて高い (2,491 円/㎡) という指摘も受けている。
-) 店舗と事務所の稼働率の関係について、既に営業されている仲卸業者の取扱量が増えた場合に、商品の保管場所として新たに店舗を借りていただくことがあるが、事務所を増やす必要がないため、店舗と事務所の稼働率が連動しないという側面もある。
- ◎) 施設の使用許可と業務許可の違いは。関連事業者は業務許可が必要なのか。
-) 現行法では、業務許可については卸売業者については農林水産大臣の許可、仲卸業者については府知事の許可。施設の使用については、指定管理者が毎年度許可している。関連事業者については、施設の使用許可のみで市場内で営業可能。
- ◎) 仲卸業者の新規参入について、ハードルの高い連帯保証制度というシステムを維持するのであれば、どのような条件を満たせば入居できるのか、だれがどのようなプロセスで意思決定するのかなどの入居基準をクリアにして、募集段階でわかるようホームページ等で公表することが望ましいのではないか。
-) 現在のホームページの説明文だと「業種などに制限があります。入居条件など詳細は、下記へお問い合わせください。」のみなので、もう少し情報提供がほしい。

3. 「I-4) サービスの向上を図るための具体的手法・効果」について

【市場施設のコールドチェーン化に係る指定管理者の会計処理及び府への寄附について】

-) 指定管理者の会計処理について、資産計上されるものは貸借対照表の、費用処理されるものは損益計算書のいずれかの勘定科目に計上されているということによろしいか。
-) お見込のとおり。各事業の内容に沿った勘定科目で資産計上・費用処理を行っている。ただし、活性化事業のうち今年度実施した水産仲卸売場の低温化に係る基本計画の策定費用については「建設仮勘定」で計上予定。
-) 建設仮勘定で計上し、工事完了後は最終的には府に寄附し府の資産になるということか。今年度、12月末時点で資産計上されているものについても、3月末に寄附されるということか。
-) お見込のとおり。期末には概ね 1,000 万円の純利益を計上見込み。建設仮勘定に計上している 800 万円は翌年度に繰り越されるためキャッシュフロー的には苦しいが、赤字にはならない見込みである。
-) 完成するまで繰り越されるということは、スケジュールとしては、残りの指定管理期間 3年で完成し、本勘定へ振替える見込みで進めるのか。また、資産を繰り越すケースは初めてか。
-) 指定管理者としては、指定管理期間中の完成を目指しているが、工事内容や市場全体の整備に係る将来ビジョンとの兼合い等を開設者及び場内事業者と協議して進めていきたい。資産を繰り越

すケースは初めて。

【大学等との連携事業の実施について】

- ◎) 大学関係者として、連携大学と様々な事業に取り組まれていると思っている。一方で、大学との連携事業の進捗率を事業費ベースで見ると、計画額に対してあまり執行されていないように見える。他の組織との連携事業なので、なかなか予算執行や進捗管理が思うようにいかない等の事情はあるか。
-) 各連携大学とも、非常に熱心に取り組んでいただいている。事業費については、指定管理者としては事業に必要な経費は申請があれば認めているところだが、各大学ともあまりお金を使わずに内容のある取組みをしていきたいという方針。
大学以外にも、今年度は天王寺動物園や民間企業とのタイアップも行い、多面的に活性化事業を行っているが、その中で場内事業者の取引拡大に繋がったりと、一定の成果が生まれている。

4. 「Ⅰ－(5) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度」について

-) 維持補修工事の実施について、4月から12月までの実績が約5,000万円で、そのうち地震・台風の災害復旧関連が約2,100万円含まれているということ。年度末の見込額7,000万円でそのうちの2,100万が災害復旧関連だとすると、通常の維持補修工事が約5,000万円となり、提案額6,000万円、事業計画の6,500万円より下回っているという見方もされかねない。実際は、緊急修繕工事を実施するにあたって、当初計画していた維持補修箇所も合わせて修繕するなどの配慮をしているかと思う。その点を評価欄にも説明いただきたい。
-) 検討して説明を追加する。

5. 「Ⅲ－(2) 安定的な運営が可能となる人的能力」について

【従業員の負担増について】

-) 指定管理制度としてのある程度成果が出て、今回の評価もほぼS評価に近いもので、委員としても非常に評価している。一方、当施設の指定管理者は、少数精鋭の社員が様々な業務をこなしており、社員にとってはかなりの負担があるのではないかと心配。従業員の業務量の管理や福利厚生等のケアもしっかり行っているうえで成果を出していることを説明し、指定管理者制度の意義をアピールしてほしい。

6. その他、評価票全体に係る質問・意見等

【各項目の評価について】

- ◎) 自己評価、施設所管課の評価は控えめ。事業内容、実績を見ると、A評価の項目もS評価で良いのではないかと思う出来。

【会計処理について】

-) 損益計算書の中の「納付金仮経費」という経費項目はどのようなものか。
-) 1年間で支払う納付金の総額を12か月で按分して計上している。いわゆる通過勘定であり、最終的には納付金勘定に振り替える。

【次期指定管理者公募に向けての懸念事項について】

-) 天災発生時の復旧負担も含め、指定管理者の負担が過度に重いように見えてしまうと、公募の際に一者応募になり競争性が生まれにくい要因になると考えられる。
- ◎) 納付金については選定委員会においても提言したが、指定管理者の事業規模や内容を考えると、常に府への納付金を上げていくことは事実上難しいのではないか。次期公募に向けては、指定管理者制度が長く維持できるような制度の検討が必要だということを、改めてお伝えしておく。
-) 選定委員会でご提言いただいた内容は、指定管理制度を所管している課にも伝えている。ご指摘の一方応募や、指定管理者のインセンティブが小さくなっている制度設計であることについては、府議会においても意見をいただいております。府としても制度を見直していく時期であると認識しているところ。

《指摘・提言のとりまとめについて》

- ・委員会の指摘・提言については、事務局において議事録と併せてまとめた後、各委員に確認いただき、文言修正等は委員長に一任する形でとりまとめることで承認された。

(3) 平成 31 年度の評価項目・基準について 【資料 6】

- ・平成 31 年度評価票の評価項目・基準のとおりとすることで承認された。

以上